

Title	消費者の権利の集団的救済
Sub Title	Collective redress for consumers
Author	Braga, Paula Sarno(Maeda, Michiyo) 前田, 美千代
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2024
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.97, No.8 (2024. 8) ,p.29 (122)- 52 (99)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 ブラジル法における司法アクセスと社会的包摂 (1) 第一部 消費者の集団的救済・手続法のIT化
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20240828-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集 ブラジル法における司法アクセスと社会的包摂 (1)

第一部 消費者の集団的救済・手続法の IT 化

消費者の権利の集団的救済

パウラ・サルノ・ブラガ

前田美千代／訳

- I 法規範の全体像
- II 代表の適切性
- III 民事的捜索とその効果
- IV 公共民事訴訟 (Ação Civil Pública: ACP) と訴えの認容可能性
- V 訴訟費用と悪意の訴訟提起
- VI 集団訴訟と個別訴訟の関係
- VII 司法上での当事者の自主的な紛争解決と第三者
- VIII 集団訴訟判決の清算および執行——同種個別的権利——
- IX 結語

I 法規範の全体像

ブラジルにおける集団的救済の基本的かつ中心的立法は、消費者保護法典 (Código de Defesa do Consumidor: CDC) (1990 年法律第 8.078 号) および公共民事訴訟法 (Lei de Ação Civil Pública: LACP) (1985 年法律第 7.347 号) であり、両者共同で集団的救済を提供するための手続を規律する。これらの立法の周囲に、特別な集団的救済手続を規律するその他の法律があり¹⁾、集団的救済のマイクロシステムを構成する。

2015 年民事訴訟法典の制定に際して、立法者は、多くの期待にもかかわ

らず、集团的救済に関する「章」を設けず、また集团的救済に関する特別法案も廃案となった。こうした状況は、集団訴訟制度にとっては良いものではなかった。しかし、新民事訴訟法典は、集団訴訟のルールに影響を与える多くの規定を有する。例えば、立証責任の転換、訴訟契約、訴訟法の基本的ルール（紛争の合意的解決の奨励）などである²⁾。

民事訴訟法典にはその集団訴訟への適用を除外する規定は存在しないため、集団訴訟に適合し得るものである限り、民事訴訟法典のルールも適用されるべきものとなる（公共民事訴訟法 19 条）。

2015 年民事訴訟法典の制定以降、三つの公共民事訴訟法案（法案第 4.441/2020 号、法案第 4.778/2020 号および法案第 1.641/2021 号）が出現した。これらの法案は、とりわけ公共民事訴訟法および消費者保護法典（集团的救済に関する部分）を廃止し、「公聴・諮問手続（audiências e consultas

1) このような特別法の例として、集团的権利保障令法（Lei de Mandado de Segurança Coletivo）がある。

〔訳者注記〕1988 年連邦憲法では、超個人的利益（*interesses transindividuais*）の領域への法的保護を顕著に拡充した。具体的には、実体的な集团的権利関連規定として、6 条（社会権）、7 条（労働者の権利）、194 条（社会保障）、196 条（健康）、205 条（教育）、215 条（文化遺産）、220 条（社会通信）、225 条（環境）および 227 条（児童・青少年）が置かれた。さらに、手続面では、憲法上の基本権の簡易救済制度の一環として、集团的権利保障令（mandado de segurança coletivo）（5 条 70（LXX）号）および民衆訴訟（同条 73（LXXIII）号）が定められた（佐藤美由紀著『ブラジルにおける違憲審査制の展開』（東京大学出版会、2006 年）118 頁）。そもそも、権利保障令（5 条 69（LXIX）号）とは、公権力の濫用に対して人身保護令（5 条 68（LXVIII）号）により救済されない明白・確実な権利を個人に保障するものである。集团的権利保障令はこれを集団に保障するもので、行政行為の無効、公務員による違法行為や権限濫用を対象とする点は同じである。5 条 70 号では、集团的権利保障令の申請者として、a) 国会における代表を有する政党、b) その構成員や組合員の利益保護のため、1 年以上前に法的に設立された組合組織、クラス団体または社団を列挙する（佐藤・前掲書、125 頁）。

2) 〔訳者注記〕アントニオ・カブラウ著、前田美千代訳、工藤敏隆監修「比較法的視点から見たブラジル民事訴訟法の新潮流」法学研究 93 巻 5 号（2020 年）27-49 頁参照。

públicas)」という章の下、「サンプリングまたは統計による証拠 (prova por amostragem ou estatística)」という類型で、民事訴訟法典中に集団訴訟に関する規律を統合することで、集団訴訟制度の再構築を目指すものであった。

また、Didier と Zaneti によれば、集団訴訟のルールにおいては、例えば侵害利益の再構築のための暫定的な取引基金の創設³⁾や被害者の集团的合意の可能性⁴⁾など、具体的な各訴訟の様々なアクターにより構築される良き裁判所実務に加えて、上級裁判所の先例、国家司法審議会 (Conselho Nacional de Justiça: CNJ)⁵⁾および国家検察庁審議会 (Conselho Nacional do Ministério Público: CNMP)⁶⁾の決定が重要である。

これらの規範等を前提として、ブラジルにおける消費者の権利の救済のための集団訴訟の作用について、そのいくつかの側面を見ていきたい。

II 代表の適切性

公共民事訴訟法 5 条および消費者保護法典 82 条は、集团的原告適格を広範かつ各種の主体に付与しており、最近これに公共弁護庁が追加されるとともに、実務では組織化されたグループの原告適格が認められてきた。組織化

3) 一例としてミナス・ジェライス州マリアーナ市で 2015 年 11 月に発生した尾鉾ダム決壊の事案を挙げることができる。事故を起こした企業 (サマルコ社、ヴァーレ社、BHP ビリトン・ブラジル社) の資金により、災害に関連した諸問題を取り扱うため、レノーヴァ財団 (Fundação Renova) という特別な紛争解決団体 (entidade de infraestrutura específica/ *claim resolution facility*) が創設された。損害賠償のための社会環境的および社会経済的な観点から 42 のプログラムが既に実施されている (ZANETI JR., Hermes, “Processo Coletivo no Brasil: Sucesso ou Decepção?”, *Civil Procedural Review*, V. 10, p. 11-40, 2019, p. 32 e 33)。

4) DIDIER JR, Fredie; ZANETI JR., Hermes, *Curso de Direito Processual Civil*. 17 ed. Salvador: Jus Podivm, 2023, p. 101 参照。本書によれば、良き裁判所実務の別の例として、訴訟前手続 (audiências preliminares de justificação) の実施や手続運営 (organização do processo) が挙げられる (実務では、多くの裁判官が、被告を出頭させて口頭弁論を行う代わりに、問題の適切な把握を許容する審理における事前対話のために両当事者の呼び出しを行う)。

されたグループの例として、マリアーナの事案の被害者協議会を挙げることができる⁷⁾。二つの法案では、さらに、先住民集落やキロンボと呼ばれるアフリカ系集落の追加を提案する。

多数説では、適切性が推定される原告適格の限定列举により、集団訴訟の原告適格の法的コントロールは十分であるとする⁸⁾。少数説では、具体的事案において（かつ手続保障の名の下に）行使されるべき、代表の適切性の裁判上のコントロールも必要であるとする⁹⁾。

訴訟物（設立目的の関連性“*pertinência temática*”）との関係を有することが明らかであるとともに、グループの利益と抵触しない者が適切代表として考慮される。民間団体の場合には、裁判上の集団的権利救済のための資質があ

-
- 5) [訳者注記] 国家司法審議会 (CNJ) とは、ブラジル司法の業務につき、主にその監督と行政上・訴訟上の透明性に関する改善を目的として活動する司法権に属す機関である。2004年憲法修正第45号により創設され、連邦憲法103-B条にしたがって2005年6月14日にブラジリアに設置された。監督と透明性は、司法行政、司法の運営、国民サービス、道義 (*moralidade*) および司法サービスの効率化という5項目において具体化される。司法行政に関しては、規則 (*atos normativos*) や勧告 (*recomendações*) を発して、司法権の独立や司法官規則の遵守を監視する。司法の運営に関しては、戦略的計画や司法権に属す各機関の評価プログラムを策定する。国民へのサービスとしては、司法機関のメンバーや関係機関の事務員、公証や登記に関する機関のメンバーや事務員に対するクレームやメール相談を受け付ける。道義 (*moralidade*) に関しては、公務員の懲戒処分手続や、その他の行政処分を行う。司法サービスの効率化に関しては、各種司法機関の現代化や迅速性を目的としたより良い実務の実現等を目指す。
 - 6) [訳者注記] 国家検察庁審議会 (CNMP) とは、CNJと同じく2004年憲法修正第45号により創設され、2005年6月21日にブラジリアに設置された機関で、市民のために、ブラジルの全ての検察庁の行政、財務および懲戒にかかる監督を行う。連邦憲法103-A条2項にその定めが置かれている。活動内容はCNJと類似しており、検察庁の機能的・行政的独立を監視し、そのなかで必要な規則を発し、措置を勧告することができる。
 - 7) [訳者注記] ミナス・ジェライス州のマリアーナ市で2015年11月5日に発生したダム決壊による環境侵害事案。鉱山会社のオペレーションに問題があったとされる。19人が死亡。大量の水が周辺地域にもなだれのように流れ込み地域の共同体に損害を与えた。

ることを認めるその他の要素の存在を証明しなければならない（活動期間、経験、歴史、資力、信用など）。

民間団体に関する設立目的の関連性（*pertinência temática*）の要件は、とりわけ消費者事案にとっては、公共民事訴訟法 5 条 5（V）号 b および消費者保護法典 82 条 4（IV）号に基づくものである。これらの規定に基づいて、そのコントロールを行う連邦高等司法裁判所（STJ）の判決も存在する。

また、法文では、「明白な社会的利益（*manifesto interesse social*）」が存在する場合を除き）少なくとも 1 年以上前に設立された団体であることが必要である。つまり、その存在期間や活動期間が、その適切代表性の判断基準として考慮されるということである¹⁰⁾。

しかしながら、連邦高等司法裁判所（STJ）において、民間団体の信用に疑義を生じさせる事情の存在等、諸事情を考慮して「社会的評価の審査（適

8) NERY JR., Nelson; NERY, Rosa, *Código de Processo Civil comentado e legislação extravagante*, 8 ed. São Paulo: RT, 2004, p. 1427, n° 10; VIGLIAR, José Marcelo, *Interesses difusos, coletivos e individuais homogêneos*, Salvador: Jus Podivm, 2005, p. 61-69; VENTURI, Elton, *Processo Civil Coletivo*, São Paulo: Malheiros, 2007, p. 219-227, item 7.1.8; MANCUSO, Rodolfo de Camargo, *Ação civil pública: em defesa do meio ambiente, do patrimônio cultural e dos consumidores - Lei 7.347/1985 e legislação complementar*, 6 ed. São Paulo: revista dos Tribunais, 1999, p. 87 参照。ただし、適切代表の司法的コントロールの重要性を認めるものの、そのような要請の法律上の定めが存在する場合にのみ（司法的コントロールが⁸⁾）可能と主張する論者もある（NEVES, Daniel Amorim Assumpção, *Manual de Processo Coletivo*, 3 ed. Salvador: Jus Podivm, 2016, p. 207）。

9) COSTA, Susana Henrique da, *Comentários à Lei de Ação Civil Pública e Lei de Ação Popular*. São Paulo: Quartier Latin, 2006, p. 390 e 391; DIDIER JR., Fredie; ZANETTI, Hermes, *Curso de Direito Processual Civil*. V. 4. 17 ed. Salvador: Jus Podivm, 2023, p. 272; BARROS, Ricardo Leonel de, *Manual do Processo Coletivo*. São Paulo: Revista dos Tribunais, 2021, p. 202 e 203, item 5.2.6; GIDI, Antonio, *A Class Action como instrumento de tutela coletiva dos direitos - as ações coletivas em uma perspectiva comparada*, São Paulo: RT, 2007, p. 129-135, item 3.5.10; 反対の証明を認める原告適格の相対的推定が存在すると主張するものとして、GOMES JR, Luiz Manoel, *Curso de Direito Processual Coletivo*, 2 ed. RJ: Forense, 2005, p. 75 e 76 参照。

切代表性のコントロール)」も含めて(原告適格が)認められるとする先例があり、裁判上のコントロールをさらに強化しようとする動きがある。

最後に、そうした適切代表性のコントロールは、国家司法審議会(CNJ)の勧告(Recomendação)第76/2000号に存在する良き実務の一つであるとともに、先述の三つの法案でも明文で定められた要件である。

Ⅲ 民事的搜索とその効果

集团的救済のための原告適格者の中で、検察庁は、公共民事訴訟(Ação Civil Pública: ACP)の提起、行動調整合意(Termo de Ajustamento de Conduta: TAC)の締結の提案、または、その他の措置なく(民事的)搜索を打ち切りとするか否かを事案ごとに決定するため、それらの確信を得る要素の収集を目的として、民事的搜索(inquérito civil: IC)を行うことができる。

集团的救済のためのその他の原告適格者は、とりわけ2015年民事訴訟法典(381条~383条)の制定により、事前証拠収集(produção antecipada de prova)という類似目的の制度を用いる。ただし、この事前証拠収集は、行政ではなく司法上の制度である。これにより、検察庁の民事的搜索権限と同等の条件で、証拠の探索と獲得を目的として「調査権(direito à investigação)」を行使する。

民事的搜索は、検察庁の決定(portaria)により職権で開始されるか、または、集团的利益やその潜在的加害者の諸事実について、あらゆる者または当局からの情報提供を契機として開始される。

10) まさに当該集団訴訟を提起するためだけに、都合よく団体設立を行うケースを除外するためのルールである(COSTA, Susana Henrique da, *Comentários à Lei de Ação Civil Pública e Lei de Ação Popular*, São Paulo: Quartier Latin, 2006, p. 407)。

[訳者注記] 前田美千代「ブラジル集団訴訟制度における裁判所による「代表の適切性」コントロール——法定原告適格方式下での公的機関・民間消費者団体の適格性判断——」松本恒雄編『消費者被害の救済と抑止——国際比較から見る多様性——』(信山社、2020年)177-208頁参照。

上記の情報提供は司法から寄せられることが可能である。公共民事訴訟法 7 条は、判事や裁判所が検察庁に対して（その機能の行使として認められる）集団的影響（repercussão coletiva）の事実を通知すると定めていた。しかしながら、民事訴訟法典 139 条 10（X）号において、（集団的利益を明らかにする）複数の反復個別請求が見出される場合、検察庁、公共弁護庁に加え、可能な限りその他の原告適格者に通知する義務があることを追加した。

民事的搜索が開始されると、手続にしたがって進められ、全ての方法の証拠を用いることが認められる（第 23/2007 号決定 6 条 2 項）。

2017 年の「検察庁概観（Ministério Público – Um Retrato）」という報告書における国家検察庁審議会（Conselho Nacional do Ministério Público: CNMP）のデータによると、州検察庁および連邦直轄区検察庁により 191,235 件の民事的搜索と準備手続が行われ¹¹⁾、そのうちの 4.9%（9,362 件）が消費者事件であった¹²⁾。民事的搜索の約 50%（92,917 件）が行動調整合意（TAC）なしに打ち切りとなり、6%強（11,767 件）が行動調整合意（TAC）を締結して搜索打ち切りで終了し、約 18%（35,133 件）が提訴（petição inicial）に至った。最後に、これらの民事的搜索のうち、全 9,364 件に勧告（recomendações）が出された¹³⁾。

和解による解決は非常によく行われる。2017 年度だけでも、先述の検察庁概観報告書において、12,000 件の行動調整合意（TAC）が訴訟提起前に裁判外で締結された。検察庁により運営される消費者・勝利者サイトによれば、2019 年、消費者に関する 4,000 件以上の行動調整合意（TAC）の登録が存在

11) 連邦検察庁（MPF）の主導によるものが 65,443 件以上である。このことは、州検察庁（MPEs）、連邦直轄区検察庁（MPDF）および連邦検察庁（MPF）の民事的搜索と準備手続の合計件数が 256,678 件ということになる（ZANETI JR., Hermes, “Processo Coletivo no Brasil: Sucesso ou Decepção?”, Civil Procedural Review, V. 10, p. 11-40, 2019, p. 10）。

12) 連邦検察庁（MPF）の主導を考慮すると、消費者法の分野において、さらに 2,100 件以上の民事的搜索と準備手続が存在する（ZANETI JR., Hermes, “Processo Coletivo no Brasil: Sucesso ou Decepção?”, Civil Procedural Review, V. 10, p. 11-40, 2019, p. 9）。

することが報告されており、その多くが全国的領域を有するものである（ザネッティ（Zaneti）による資料に基づく¹⁴⁾）。

IV 公共民事訴訟（Ação Civil Pública: ACP）と訴えの認容可能性

公共民事訴訟の提訴数はさらに特徴的である。それらの多くが、集団的精神的損害の訴えであり、法律および連邦高等司法裁判所（STJ）の拘束的先例により認められるものである。精神的損害は、個人の精神状態における主観的苦痛の場合のみならず、集団の精神的領域やその価値全体を、その倫理的側面で侵害する場合である。公共役務の信用、社会的名声、「我々の法律の良いイメージ」などについて様々な混乱や衝撃あるいは恥辱を与え、困惑をもたらすような場合にも成立する。

同様のことは、租税法および社会保障法に関する訴えについては当てはまらない。公共民事訴訟法1条単項は、それらの訴えが認容可能でないことを明文で定めている。ただし、共和国大統領の暫定措置（検察庁第2.180-35/2001号）により挿入された規定であり、その合憲性が問題となる。

13) Conselho Nacional do Ministério Público. *Ministério Público: um retrato 2018*. Brasília: CNMP, 2018, V. VII, p. 49 ss (Anuário_um_retrato_2018_ERRATA_1.pdf (cnmp.mp.br), 参照 2023-9-25)。ザネッティとヴィトレッリは、こうしたブラジル国内の件数が、ヨーロッパ諸国のデータに表れた件数と比較すると非常に多いことに注目する。ブラジルの各種行政庁による広範囲の活動を考慮しても、2017年にブラジルで40万件の集団訴訟が提起されたのに対し、ベルギーおよびフランスでは2014年から2017年にかけてそれぞれ5件、フィンランドでは0件であり、これらを含めてヨーロッパ全体で669件であったことは、ブラジルの40万件と比べると非常に少ない（VITORELLI, Edilson; ZANETI JR, Hermes, “O futuro do processo coletivo: considerações sobre o relatório analítico propositivo do Conselho Nacional de Justiça”, *Revista de Processo*, 2019, v. 295, p. 18）。日本では2016年の特別法施行以降、提訴された集団訴訟は6件のみとのことである（東京・慶應義塾大学法学部の前田美千代教授による情報提供）。

14) ZANETI JR, Hermes, “Processo Coletivo no Brasil: Sucesso ou Decepção?”, *Civil Procedural Review*, V. 10, p. 11-40, 2019, p. 20.

とりわけ社会保障法に関する訴えについて、このような制限は、連邦最高裁判所 (STF) や連邦高等司法裁判所 (STJ) により採用されていない。両裁判所は、その種の権利 (処分可能であるが社会的重要性を有するもの) を擁護するための検察庁の原告適格を徐々に認めてきており、公共民事訴訟法 1 条単項の効果を否定してきている。

いずれにせよ、公共民事訴訟に関する各種法案は、単純に公共民事訴訟法 1 条単項を廃止することにより、社会保障法および租税法に関する訴え提起の可能性について何ら制限を定めていない。

V 訴訟費用と悪意の訴訟提起

集団訴訟の原告は、訴訟費用、手数料、鑑定費用およびその他の費用の前払いを法律により免除される (消費者保護法典 87 条および公共民事訴訟法 18 条)。これに加えて、最後に敗訴した場合、悪意の訴訟提起が証明される場合を除き、敗訴者負担を義務付けられず、相手方当事者の訴訟費用や弁護士費用を支払う必要がない。

こうした無償性は、集団訴訟提起のインセンティブとして正当化されてきており、これらの場合には訴訟当事者の善意に関する推定が存在するという前提から出発する。

しかしながら、原告団体の悪意の訴訟提起が証明される場合で (ブラジルの裁判所実務においてこれが証明されたことはない)、原告団体が敗訴となる場合、団体および訴訟提起に対して責任ある指導者らが訴訟費用および弁護士費用の支払いに対して連帯して責任を負い、罰則として費用の 10 倍の支払いを義務付けられるとともに、損害賠償責任を負う。

(悪意の訴訟提起の場合を除き) 原告団体の敗訴者負担の免除が、集団訴訟の他の原告適格者にも及ぶのか否かについて議論が存在し、平等性の見地からそれを拡張するのが連邦高等司法裁判所 (STJ) 第一小法廷および学説の多数説の理解である¹⁵⁾。

各種法案は、民事訴訟法典のルールを適用する方向である (訴訟費用の前

払い、訴訟費用および弁護士費用の敗訴者負担)。現状においては、集团的権利の擁護のための奨励としての無償性はもはや必要ない。実際、敗訴者負担のリスクなしにあらゆる訴えを提起することが可能であるため、このような免除は、十分に考慮されていない訴訟イニシアティブを奨励する結果ともなり得る (ジジエール (Didier) の考察)。

VI 集団訴訟と個別訴訟の関係

集団訴訟の提起および係属は、集団のメンバーによる個別訴訟の提起を妨げず、また以前にすでに提起された個別訴訟を害するものではない (消費者保護法典 104 条)。

しかしながら、個別訴訟の原告が集団訴訟について現実かつ明白な認識を持つ場合、(その認識の日から起算して¹⁶⁾) 30 日以内に、その個別訴訟の中止を要請する場合のみ、集団訴訟の結果から利益を受けることができる (消費者保護法典 104 条)。

個別訴訟の中止の場合に、有利な集団訴訟判決が出た場合、連邦高等司法裁判所 (STJ) の理解によれば、裁判官は、個別訴訟を消滅させる代わりに、それを集団訴訟判決の清算に転換する。反対に、集団訴訟判決が不利な結果

15) 学説の例として、DIDIER JR, Fredie; ZANETI JR., Hermes, *Curso de Direito Processual Civil*, 17 ed. Salvador: JusPodivm, 2023, p. 486; NEVES, Daniel Amorim Assumpção, *Manual de Processo Coletivo*, 6 ed. Salvador: JusPodivm, 2023, p. 513.

16) 法律に明文の定めがないにもかかわらず、個別訴訟記録において集団訴訟の係属を情報提供する責任は被告にある (集団訴訟の被告も同様であり、被告は集団訴訟の係属をすでに認識している)。その理由は、個別訴訟の中止や、有利な集団訴訟判決によって利益を受けない原告による個別訴訟の継続について、それ以前の状況以上に、(個別訴訟を継続する原告や、個別訴訟で敗訴しても有利な集団訴訟判決により利益を受ける原告よりも) 被告が強い利害関係を有するからである (NEVES, Daniel Amorim Assumpção, *Manual de Processo Coletivo*, 6 ed. Salvador: JusPodivm, 2023, p. 257)。ただし、個別訴訟記録において、裁判官が職権で集団訴訟の係属を通知することは何ら妨げられない。裁判所サービスの効率化に資する措置である。

であった場合、原告がその個別訴訟を継続することを妨げない。

他方で、中止が要請されない場合、その個別訴訟の継続は、集団訴訟の諸効果からの除外を意味する（自動的除外の権利行使）。

当該ルールは裁判実務においてあまり適用されておらず、おそらく個別訴訟記録に集団訴訟の認識をもたらすべき被告およびその弁護人による法律の不知または情報の不十分さによるとと思われる（ダニエル・ネーヴィス（Daniel Neves）による分析¹⁷⁾）。

おそらくそのために連邦高等司法裁判所（STJ）は、個別訴訟の中止が職権により生じ、原告らの要請に依存しないとの理解を確立した（論題 60, 589 および 923 に関する判決参照¹⁸⁾）。

Ⅶ 司法上での当事者の自主的な紛争解決と第三者

公共民事訴訟法 5 条 6 項は、原告適格を有する公的機関が利害関係人から行動調整合意を取り付けることを許容し、これは裁判外の債務名義の効果を有する。

しかしながら、当該合意はまた裁判上でも行うことができる。

これは、司法訴訟の開始時、調停や斡旋時に行うことができ（民事訴訟法

17) NEVES, Daniel Amorim Assumpção, *Manual de Processo Coletivo*, 6 ed. Salvador: JusPodivm, 2023, p. 258.

18) [訳者注記] 論題 60, 589 および 923 は、「多数の訴訟を生じさせる大型紛争に関する集団訴訟が提起された場合、集団訴訟判決が出るまで個別訴訟を中止する」ことを内容とするものである。ブラジル民事訴訟法では反復上訴（recurso repetitivo）という概念があり、これは、同一の論旨である場合や、同一の法律問題に基づく上訴群を指し示す用語である。ある上訴が反復上訴とされると、連邦高等司法裁判所（STJ）の最終判断まで元の裁判所で審理中止となる。2015 年新民事訴訟法典 1036 条 1 項では、連邦高等司法裁判所（STJ）で審理させるべく、元の裁判所の長官に 2、3 のサンプルとなる事件を抽出する権限を付与する（WAMBIER, Teresa Arruda Alvim, DIDIER JR., Fredie, TALAMINI, Eduardo, DANTAS, Bruno, *Breves Comentários ao Novo Código de Processo Civil*, 2ª ed., São Paulo: RT, 2016, pp. 2431-2433）。

典 334 条および公共民事訴訟法 19 条)、または、司法訴訟の途中でいつでも行うことができる(民事訴訟法典 139 条 5 号)。(ゲイザ・ホドリゲス (Geisa Rodrigues) によれば) 裁判上で行われる合意が異なる点は、あらゆる集団訴訟の原告適格者が締結し得るということと、当該合意の承認判決について既判力が生じることである(裁判上の債務名義となる)。

承認判決の既判力が発生すると、新証拠による場合(消費者保護法典 103 条 1 号および 2 号ならびに公共民事訴訟法 16 条)および事情変更の場合(rebus sic stantibus 条項)を除き、他の原告適格者による集団訴訟の再提起は認められない¹⁹⁾。

他の原告適格者による同一論点の再議論が不可能であることを正当化するため、手続保障に関して、合意提案の適切な公開、公聴会の実施、アマカス・キュリエや第三者たる原告適格者の参加(公共民事訴訟法 5 条 2 項)、合意者の適切代表性の司法上のコントロール(アナ・ルイーザ・ネリ (Ana Luíza Nery) 参照)、当該合意にかかわる本案審理の司法上のコントロールといった点について、学説および各種法案(第 4.441/2020 号および第 1.641/2021 号)の懸念が存在する。

さらに、裁判上で合意が承認されると、合意をしない原告適格者は控訴するか、または、既判力が生じた後は、取消訴訟が可能であれば、それを通じて無効とすることが認められる(ゲイザ・ホドリゲス (Geisa Rodrigues) による)。

集团的既判力は、利益を受ける集団のメンバーの個人的領域のために拡張されるのみであり(消費者保護法典 103 条 1-3 項)、このことは、原則として、集团的合意を承認する判決について既判力が生じる場合であると理解され得

19) 例えば、DIDIER JR, Fredie; ZANETI JR., Hermes, *Curso de Direito Processual Civil*, 17 ed. Salvador: JusPodivm, 2023, p. 434. 非公式の会談において表明されたマルセロ・アベリャ (Marcelo Abelha) の見解もまた様々な書籍で言及される。

[訳者注記] マルセロ・アベリャ (Marcelo Abelha) とは、エスピリトゥ・サントゥ連邦大学法学部教授・弁護士で、環境法分野における集団訴訟に関する研究で著名な民事訴訟法の専門家である。

る。しかしながら、その前に個人の意見を聴取し、各個人が当該合意に賛同するか否かの意思を表明できるように配慮されているかということである。法律は十分な回答を有していない。

同種個別的権利の被害者の場合、消費者保護法典 94 条は、共同訴訟人 (litisconsortes) として介入し得るために、訴訟提起に関する広範な周知を定めるにとどまり²⁰⁾、実際に介入する場合、有利な判決にも不利な判決にも影響を受けることになると定めるにとどまる (消費者保護法典 103 条 2 項)。

実務では、インフレによる価値修正に関する連邦最高裁判所 (STF) により承認された合意において、適切代表性、広範な周知、司法秩序の番人としての検察庁の活動およびアマカス・キュリエの参加が遵守され、経済プランによるしかるべき差額の支払い調整が行われた際、利害関係人は、係属中の個別訴訟の中止により、オンラインのプラットフォーム上で、裁判所により決められた期間内に合意の内容に従うか否かを定めることができた²¹⁾。

そして、こうした連邦最高裁判所 (STF) の立場は、司法上の合意の提起に関して意見表明するために被害者が召喚されなかった場合および公聴会が召集されなかった場合を除き、法案第 4.441/2021 号 (30 条) の内容と一致する。

VIII 集団訴訟判決の清算および執行——同種個別的権利——

同種個別的権利の救済のための訴訟においては、判決は概括給付判決となり (消費者保護法典 95 条)、違法行為が行われ、損害を生じさせたことを認めるにとどまり、被害者、損害の程度、賠償額については何ら確定しない。

20) 法案 (第 4.441/2021 号および第 1.641/2021 号) では、拡散のおよび集合的権利の場合においても、さらに広く適用可能な周知の規定を定めている。

21) ZANETI JR., Hermes, "Processo Coletivo no Brasil: Sucesso ou Decepção?", Civil Procedural Review, V. 10, p. 11-40, 2019, p. 30 参照。詳細情報については、次の連邦最高裁判所 (STF) ウェブサイトを参照されたい (<https://portal.stf.jus.br/noticias/verNoticiaDetalhe.asp?idConteudo=464658&ori=1>)。

それゆえ、判決清算の訴訟物は広範であり、債権の権利者およびその金額に関するものとなる。

しかしながら、拡散的および集合的権利の場合のみならず、同種個別的権利の場合も、可能な限り、清算判決となるための国家司法審議会 (CNJ) の勧告 (recomendação) が存在する (勧告第 76/2000 号 7 条)。

また、各種法案 (法案第 4.441/2020 号 22 条および法案第 1.641/2021 号 26 条) にも同じようなルールが存在しており、例えばグループの各メンバーに支払うべき個別的金額、最低賠償額または賠償額の計算式 (法案第 1.641/2021 号) を判決が確定すべきことを定めている。このようにすれば、直ちに執行が可能となり得る。

しかしながら、清算を伴わない判決である場合は、その判決清算は個別的または集団的であり得る。

被害者およびその承継人は、個別清算を開始する原告適格を有する。集団的原告適格者は、個別債権の集団的清算を開始する原告適格を有する (消費者保護法典 97 条)。その際、被害者リストを提出しなければならない。

考えられる問題として、被害者は、有利な集団的判決の個別的清算 (および執行) を開始する代わりに、個別訴訟を提起し得るか否かがある。答えはノーであり、集団的認容判決が既判力を伴って債権の存在をすでに確認したからである。そのような個別請求は、既判力の枠外の事情を根拠として認容されるか、その訴訟物の縮減を伴う個別清算に転換されるかのいずれかとなる (法案第 4.441/2020 号 25 条 6 項)。

しかるべき金額が清算されると、被害者 (およびその承継人) は、個別的執行を行うことができるし、または、集団的原告適格者は、清算判決において確定された損害賠償をすでに有する被害者のグループのために (個別債権の) 集団的執行を行うことができる (消費者保護法典 98 条)。

しかしながら、1 年の期間内に²²⁾ 損害の大きさに匹敵する数の個別被害者が判決清算を行わない場合、集団的原告適格者は真の集団的清算および執行を行うことができる (消費者保護法典 100 条本文)。

その目的は、それにより、個別に支払われるべき額の流動的賠償 (fluid

recovery) を行うことであり、被告がその権利侵害行為により負担する（かつ裁判所で確定された）賠償を行わずに、得をする状況になることを避けるとともに（マルセロ・アベリヤ (Marcelo Abelha) の分析）、集団的法益の完全救済原則の具体化を保障するためである。さらに、それらの価値の「より良い代替の利用」という概念から出発しており、さもなければ（被害者に損害賠償するという）当初の目的を達成できないからである。

また、このことは、個別的被害が（各被害者にとって）少額となるが、全体で考えると高額であるという損害の場合においてはなお重要である。このような少額事案は消費者事案に多い。数グラム不足の商品を購入した場合のその不足分の差額を考えてみれば分かる。

しかるべき金額が確定されると、集団的執行が行われる。

拡散のおよび集合的権利の場合、ならびに、同種個別的権利の場合（流動的賠償）における集団的執行で得られた金額は、拡散的権利保護基金 (Fundo de Defesa de Direitos Difusos: FDD) に入金される（消費者保護法典

22) 期間は短い。期間が終了してしまったり、集団的清算が開始されたりすることがあり得る。またその期間中（または終了時）に、個別的被害者の清算が開始されることがある。これにより被告は二重払いを強いられる結果となる。当該期間は除斥期間ではなく、個別賠償に対する権利の喪失を生じさせるものでもないが、「[拡散的利益]の清算的救済が存在するための要件であることにより）集団的清算を許容するのみである (RODRIGUES, Marcelo Abelha, "Ponderações sobre o fluid recovery do art. 100 CDC", In: MAZZEI, Rodrigo; NOLASCO, Rita (coord.). *Processo Civil Coletivo*, São Paulo: Quartier Latin, 2005, p. 465)。このこと（一事不再理）を避けるため、集団的清算を許容する期間はさらに長期であるべきで、当該権利の時効期間に準じるべきであるとの意見がある (RODRIGUES, Marcelo Abelha, Ponderações sobre o fluid recovery do art. 100 CDC. In: MAZZEI, Rodrigo; NOLASCO, Rita (coord.). *Processo Civil Coletivo*, São Paulo: Quartier Latin, 2005, p. 466 および法案第 4.441/2021 号 44 条 4 項)。他にも、個別的イニシアティヴの沈静化や削減を考慮する限りにおいて、裁判官が、その defining function を行使して、集団的清算の開始がいつ可能であるかを定めるべきとの意見がある (DIDIER JR, Fredie; ZANETI JR., Hermes, *Curso de Direito Processual Civil*, 17 ed. Salvador: Jus Podivm, 2023, p. 559)。

100 条単項および公共民事訴訟法 13 条)。

その資金は、優先的に原状回復 (reparação específica) の形での侵害利益の再構築に充てられ、その適用は違反の性質または引き起こされた損害に関連しなければならないことになっている (デクレト第 1.306/1994 号 1 条および 7 条)。

実務では、FDD が適切に機能していない事実が見受けられる。入金額はそれなりに高額であるが、国がその資金を侵害利益の再構築に利用しておらず、その拠出元とは何ら関係のない公共政策余剰金の名で保管している。州基金においても同様のことがいえる (エヂウソン・ヴィトレリ (Edilson Vitorelli) およびマテウス・オリヴェイラ (Matheus Oliveira) 参照²³⁾)。

おそらく、これを理由として、権利侵害の発生に直結した制度目的を有する利益団体への直接の資金投入や、被害を受けた集団のためのその金額の活

23) FDD は固有の銀行口座を有しておらず、その金銭は、特別入金番号により国庫の単一口座において管理される。拡散的権利保護基金運営連邦委員会 (Conselho Federal Gestor do Fundo de Defesa dos Direitos Difusos: CFDD) の元委員長の発言によれば、国庫の単一口座では、それを残高として計算し、公金会計のバランスをとるために維持される。この理由として、年次予算法は、前年の入金額と同等額を翌年 (の予算執行) に振り向けていないため、基金としては、「予算として」計上されていない以上、法目的にしたがって利用され得ない残高を有することになってしまうからである。実際には、入金額の少額が予算として計上され、そのほとんどが侵害利益の再構築プロジェクトに利用されている。ここから分かることは、需要やプロジェクトの欠如でも CFDD の運営の問題でもなく、利用可能な資金の欠如が問題であるということである (VITORELLI, Edilson; OLIVEIRA, Matheus Rodrigues, "O Fundo Federal de Defesa dos Direitos Difusos e o desvio de finalidade na aplicação de seus recursos", Revista de Direito Administrativo, v. 278, 2019, p. 237 e 238)。他方で、デローリは、かなり前の論文ではあるけれども、資金利用のデータに関して、その時期まで、(侵害地での総額の利用についての) 資金の地理的出金元情報も、侵害利益の性質も考慮されていなかったことを明らかにした。加えて、プロジェクトの成功に関して口座からの資金提供が存在しなかったことを証明した (DELLORE, Luiz Guilherme Pennachi, "Fundo Federal de Reparação de Direitos Difusos (FDD): aspectos atuais e análise comparativa com institutos norte-americanos", Revista de Direito Ambiental, 2005, v. 38, p. 128)。

用を目的とした基金の創設といったように、賠償の代替的手法の利用（国家検察庁審議会決定第 179/2017 号 5 条 1 項および先述の各種法案）が日々見受けられるようになってきている。また、一定期間の代金または製品の減額や、侵害を受けたグループに対する財産または金額の配分（法案第 4.441/2021 号 43 条）といった形での流動的賠償の手段も考えられる。

IX 結語

見てきたように、ブラジルの集団的救済制度は完全に機能している状態であり、良くも悪くも、消費者問題のための裁判上および裁判外の解決を提供してきた。

その欠点の多くは、学説および判例の構築、国家司法審議会（CNJ）や国家検察庁審議会（CNMP）の規範的主導によって見出され修正されてきており、そうでない部分は、単純に、裁判所における良き司法実務によって修正されてきた。それ以外の点は、おそらく、新公共民事訴訟法の成立を見ることにより修正されることを期待する。

【質疑】

1 集団訴訟の訴訟費用および訴えの濫用防止措置について

(問) 訴えの濫用防止に対する safeguard はあるか？ 原告の悪意の訴訟提起の証明が認められたことはないとのことだが、これは、濫用的訴えが提起されていないからか。そうであるとすれば、濫用的提訴は何によって抑制されているか？

(答) 悪意の訴訟提起による損害の 10 倍額の賠償と訴訟費用の敗訴者負担というのがメインの訴え濫用防止策となる。不当な行為に対する制裁として、懲罰的性質を有する事前の略式判決を出す可能性も考えられる。しかし、それはナンセンスで論理一貫性を欠くと考える（さらに、悪意の訴訟提起と敗訴者負担の責任を課すことなく、事前に略式判決で対応するというのは矛盾）。裁判

所の実務では、実際、無責任な提訴権行使に対する責任の不在をまさに理由として、集団訴訟の利用におけるそのような濫用は存在する。

裁判所のサイトで公表されている事柄によれば、集団訴訟の文脈で悪意の訴訟提起に対する制裁が適用された先例は存在しない。つまり、そうした問題は控訴のレベルには至っていないということである。第一審では存在するかもしれない。集団訴訟の利用における濫用は存在するかもしれないが、司法統計上では、そこまでの持続的な裁判所の立場として濫用の問題があるようには考えられないということである。

2 集団訴訟と個別提訴の関係について

(問) 当事者が個別訴訟の中止を要請しないことのメリットは何か。そのようなメリットが何らかの形で認められる場合、その後、STJ が職権による中止を肯定することに合理性はあるのか？ STJ が職権による中止の必要性があることを知り得るための何らかの基準は存在するか？

(答) 確かに、集団訴訟の係属を認識した上で個別訴訟を継続する（かつ、これにより、集団訴訟の認容判決の積極的効果から除外される）ことについての個別訴訟の原告のメリットは何であろうかとの疑問があり得る。これは、理論上の回答が難しい質問である。なぜなら、そのようなメリットは具体的事案ごとに異なり得るのであり、例えば、（簡易裁判所に係属しているような場合に）個別訴訟の方が早く有利な内容で結審するとの期待があり得るし、また、場合によっては、個別訴訟の勝訴によって敗訴者負担の弁護士費用を受領できるとの弁護士の期待ということもある。

加えて、上述のように、集団訴訟の終局判決までかなり時間がかかりそうな場合や、救済を急ぐ場合には（いずれも 2021 年法案第 4.441 号において言及されている状況である）、個別訴訟を中止しないという選択があり得る。さらに、別の例としては、集団訴訟において求められている救済の種類に賛同しない場合や、（集団内にサブグループが形成され内部的利益の対立があるなど、集団内部自体に高い紛争性がある場合には）代表の適切性に疑問があるような場合が考えられる。

それにもかかわらず、裁判所実務では、集団訴訟の同時係属を疑いなく認識している被告らが、個別訴訟記録においてその情報提供を行うという責任を果たさなかったことで、裁判所自ら、集団訴訟の効率性・有効性の名において、被告らの不作為を埋め合わせることが期待され、これをまさに理由として、職権による中止が認められる。

また、職権による個別訴訟の中止に伴って、集団訴訟判決（判決効の有益的拡張によってのみ個別訴訟に影響を与える）で、同一的、経済的かつ分子的に問題が解決され得る場合、（場合によっては数千の）相異なる個別訴訟判決が出る事態を避けることにより、集団メンバーに与えられる解決上の調和、統一および平等を保障するために、当該（集団訴訟）制度にはより高い合理性が認められる。

当該職権による中止は、2021 年法案第 4.441 号の 16 条で明文化された。それにもかかわらず、原告は、緊急の場合や集団訴訟の（終局）判決の過度の遅延の場合に、個別訴訟の継続を選択することができ（裁判官には判決によりその要請を評価する義務がある）、その場合には自動オプトアウトの権利を行使して、集団訴訟判決の既判力から利益を受けないことになる。他方で、原告には、集団訴訟判決が出るまでオプトアウトを撤回することができ、個別訴訟の中止を要請することができる。2021 年法案第 1.641 号の 23 条にも類似ルールが定められているが、ここでは、判決の過度の遅延による中止は規定されていない。

以上より、裁判官の傾向としては、一方で、調和、統一、平等、効率性および有効性の名において個別訴訟の中止という公的利益、また他方で、事案ごとに正当化されるものとなるものの、意図された救済を原告に与えるべく、訴訟の緊急性、（救済および代表の）適切性、有効性および合理的期間といった理由に対応するために、個別訴訟を継続するという原告の利益を具体的に評価し考慮するものである。

（問） 集団的判決で認められた金額が期待していた額より少ない場合（概括給付判決が具体的金額を含む場合で、被害者がその金額を気に入らなかった場合）、

より多い額の賠償を求める被害者の訴えは、既判力により封じられるという趣旨に理解してよいか。

(答) (賠償額が) しかるべき金額よりも低額であることにより、集団的判決が被害者に利益をもたらさないことを被害者自身が認識した場合、当該被害者は、その集団的判決の既判力が自身の個別領域には拡張しない旨を主張して、その受益を受けないことにより、個別訴訟を行うことが可能である。

(問) 消費者保護法典 104 条では「集団訴訟の提起および係属は、集団メンバーによる個別訴訟の提起を妨げず、以前に既に提起されていた個別訴訟を害するものでもない」と定める。これによると、個別訴訟の提起は終局判決前には認められるが、終局判決後には認められないように見える。なぜか。

(答) 終局判決後にも個別訴訟の提起は認められる。集団的既判力は有益の拡張であるので、害するために個別領域に拡張されるものではない。被害者が、集団訴訟判決について自身に利益がないと解する場合には、個別領域にその既判力が拡張しないことを主張し、受益を受けないことにより、個別訴訟を提起することができる。

3 流動的賠償について

(問) 流動的賠償により回収された金銭は、拡散的権利保護基金 (FDD) に組み込まれるという理解で良いか。個別被害者に対して分配されるようなことは一切行われぬのか？

(答) 拡散的権利保護基金 (FDD) に組み込まれた金銭が、個別被害者に対して分配されることはない。それゆえ、個々の侵害事案によっては、その侵害利益の再構成を目的とした特別な基金が創設されることがある。例えば、本講演中に挙げたミナス・ジェライス州マリアーナ市で 2015 年 11 月に発生した尾鉱ダム決壊の事案でも、事故を起こした企業 (サマルコ社、ヴァーレ社、BHP ビリトン・ブラジル社) の資金により、レノーヴァ財団 (Fundação Renova) という特別な紛争解決団体が創設され、損害賠償のための 42 のプログラムが実施されている。

(問) 流動的賠償の手続による回収があった後に、個別被害者がそれとは別に加害企業から賠償を得ることはできるのか？

(答) しかるべき金額の判決清算が行われる場合、被害者（またはその承継人）は個別的執行を進めることができるし、または、集団的原告が、清算判決において確定されたその賠償額を既に有する被害者の集団の名において、（個別的債権の）集団的執行を進めることができる（消費者保護法典 98 条）。

しかしながら、1 年の期間で、損害の大きさと両立する数の個別被害者が判決清算を行わなかった場合、集団的原告は、正真正銘の集団的清算および執行を行うことができる（消費者保護法典 100 条本文）。これはもはや個別的債権の集団的清算／執行ではなく、真実かつ本質的に集団的な清算／執行である。

1 年という期間は短い。期間が終了してしまったり、集団的清算が開始されたりすることがあり得る。またその期間中（または終了時）に、個別的被害者の清算が開始されることがある。これにより被告は二重払いを強いられる結果となる。当該期間は除斥期間ではなく、個別賠償に対する権利の喪失を生じさせるものでもないが、「拡散的利益」の清算的救済が存在するための要件であることにより）集団的清算を許容するのみである。このこと（一事不再理）を避けるため、集団的清算を許容する期間はさらに長期であるべきで、当該権利の時効期間に準じるべきであるとの意見がある。他にも、個別的イニシアティブの沈静化や削減を考慮する限りにおいて、裁判官が、その defining function を行使して、集団的清算の開始がいつ可能であるかを定めるべきとの意見がある。

4 司法上の和解および第三者について

(問) 原告になっていない原告適格者が、裁判上の合意に反対する場合には、原告側で参加をした上で、控訴を提起できる、という趣旨に理解してよいか。その場合、原告になっていない原告適格者が、当該訴訟の係属を知り、控訴を提起する機会は、どのように保障されるか。

(答) 裁判上の合意に反対する共同原告適格者とは、集团的原告適格を有する団体で、訴訟当事者ではない者（つまり第三者）で、確定された合意と意見が一致することがない者のことである。その上で、合意の承認判決がなされた場合、当該裁判上の合意に反対する共同原告適格者は、「権利を害された第三者の控訴」（民事訴訟法典 996 条単項）を提起することができ、その時点から当事者となる。そして、利害関係を有する全ての第三者が当該判決を認識して、それに問題提起し得るために、訴訟および合意の適切な公開を保障する必要がある。これは、事案ごとに最も適切かつ効率的な方法がとられる。例えば、検察庁または民間団体の公式サイト、SNS、公告または発行部数の多い新聞などである。

5 集团的合意と個別被害者について

(問) 原告は集团的合意を、個別の被害者の授権を得ることなくすることができるが、その合意は、個々の被害者の不利には被害者を拘束しない（個々の被害者が、より多くの額の賠償を求めて訴えを提起することは否定されない）という趣旨か、それとも、原告は集团的合意を、個別の被害者の授権を得ることなくすることができ、かつ、集团的合意を承認する判決前に自ら判決を得た被害者は、合意に従うかどうかを選択できるが、それ以外の被害者は、集团的合意を承認する判決に不利にも拘束される、という趣旨か？

(答) 原則として、全ての者が合意に従うか否かのために集団訴訟に参加することを期待するのは、訴訟の進行には何があるか分からないことに鑑みれば、実務上、疑問がある方策である。同一問題についての反復個別訴訟が係属し、その原告らとその弁護士らの関与とともに（広く公開された）合意に従い得るという実務的状况、あるいは、係属中の訴訟がなかったり弁護士をつけていなかったりする者らのための裁判外で合意に従う方法が公開されるという実務的状况が既に存在する。

しかし、それらの例は、理論上の推論であったり、実務上で経験的に観察された事案に関する考察である（インフレ調整に関して STF により承認された合意）。ブラジル法は、このような状況に対して満足できる回答を有してい

ない。集団的原告が個別の被害者の授權を得ることなく合意を締結するための余地が存在すると結論づけたのは、法解釈を通じてのことであった（しかしながら、法案第 4.441 号はこれを改正しようとしている）。例えば賠償額が著しく低額であるなど、個別被害者が、合意を承認する判決に関する既判力によって利益を受けないと解する場合、合意に従わないことができ（インフレ調整の事案で STF がこのように認めた）、また既に係属する個別訴訟を継続し、あるいは、別途個別訴訟を提起することができる。しかし、もし既に棄却された個別訴訟判決を有する場合、その既判力により、それ以降もはや確定された合意に従うことはできない。

他方で、例えば、裁判実務では、2016 年のミナス・ジェライス州マリアーナ市における尾鉾ダム決壊の直後に提案された行動調整合意（TAC）が承認されが、検察庁および被害者らの参加を欠くことを理由として、第一区連邦地域裁判所の行動調整合意（TAC）の承認判決が破棄された。当該合意は、単にその当事者のみにとって有効となった。別訴が 1,550 億レアルの請求額にのぼる訴えにより提起され、それ以降、当該事案の解決のために様々な機関の組織的活動が見られた（とりわけ連邦検察庁（MPF）、労働検察庁（MPT）、ミナス・ジェライス州検察庁（MPMG）、エスピリトゥ・サントゥ州検察庁（MPES）、連邦公共弁護庁（DPU）、ミナス・ジェライス州公共弁護庁（DPMG）、エスピリトゥ・サントゥ州公共弁護庁（DPES）といった検察庁および公共弁護庁）。

2021 年法案第 4.441 号は、当該問題に対処するルールをもたらしべく、例として次のような定めを置いていたことを記録しておくことは重要である。すなわち、同種個別的権利に関して「集団的合意」を締結するための公的および私的団体の原告適格（30 条 1 項）、合意はそれに従うグループのメンバーのみを拘束し、従わないメンバーは個別訴訟を提起し得ること（30 条 2 項および 3 項）——オプトイン合意に関して、同種個別的権利に関する「集団的合意」の司法上の承認に際して、「不測の附合のための必要な情報を受領する目的で、グループのメンバーへの広範な公開が、なるべく電子的手段によって、なされなければならない」（30 条 7 項）、ならびに、「グループのメ

特集 ブラジル法における司法アクセスと社会的包摂 (1)

ンバーらは、裁判官によって確定された期間から 15 日間、合意の諸条件に対して反論を提示し得る。裁判官は、適切であると解する場合には、重要な明確化および定義づけのための公聴会を開くものとする」(30 条 8 項)。

〔付記〕本研究は、JSPS 科研費 18K01224 および JSPS 科研費 22KK0014 の助成を受けたものである。